

女性に対する暴力

—その原因と結果—

報告書

ラディカ・クマラスワミ
国連人権委員会特別報告者

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）
2000年3月発行

この報告書は、国連人権委員会の女性に対する暴力に関する特別報告者、
ラディカ・クマラスワミ氏が、1999年3月10日、国連人権委員会に提出した
「家庭内における女性に対する暴力」を翻訳したものです。

目 次

女性の人権とジェンダーの視点の統合 女性に対する暴力： 家庭内における女性に対する暴力

序 論	1
I. 作業の方法と活動	1
II. 家族と暴力： 定義	2
III. 進化する法的枠組み	6
IV. 調査結果	9
A. 全般的傾向	9
B. 国別報告	11
1. アフリカ	11
2. アジア・太平洋	12
3. ラテンアメリカ・カリブ海地域	16
4. 中 東	22
5. ヨーロッパ・北アメリカ	25
C. 非政府組織からの報告	33
V. 結 論	42
付属資料	43
I. 家庭内暴力に対する各国の対応一覧	43
II. リヒテンシュタイン	48

序論

1. 第 54 会期人権委員会は、決議 1998/52 において、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の報告(E/CN.4/1998/54 および Add.1)を満足して受理し、家族内暴力、コミュニティにおける暴力、国家による直接・間接の暴力に関する分析を高く評価した。
2. 本報告¹は、家庭内暴力、とりわけ特別報告者が 1996 年に提出した家族内暴力に関する報告(E/CN.4/1996/53)に則して、国家が遵守すべき国際的義務に焦点をあてるものである。

I. 作業の方法と活動

3. 家庭内暴力に間する国際的責務を国家がどのように遵守しているか、系統的に検討を加えるために、特別報告者は各国政府に対して 1994 年以降講じられた措置の説明とコピーを書面で提出するよう求め、1994 年以前に国際的勧告に従って国家が行った政策や実践もふくめることを要請した。
4. 特別報告者が政府および NGO にとくに求めた情報は以下の通りである。
 - ① 国の行動計画:家庭内暴力の性質および世界中でこれが広まり、撲滅されるところか発生率が高まっていることから、国は家庭内暴力とたたかう包括的戦略を打ち出し、被害者に対する救済策を講じる必要がある。特別報告者はこれまで採用された戦略に関する情報を求めている。
 - ② 統計:家庭内暴力の発生と通報に関して、法律や政策がどの程度影響力を持つかを計るたねに、最新の統計的データと公式記録が必要である。特別報告者は家庭内暴力に関して国が集めた公式統計の写しを手に入れたい。
 - ③ 訓練:家庭内暴力の訴えに対して、従来の刑事裁判制度は十分に対応してこなかった。これを克服するために警察、検察官、法医学者、裁判官に対する系統的な訓練が必要である。家庭内暴力に関して刑事裁判制度がより敏感かつ適切に対応できるよう、各構成員に対してどのような訓練を行ってきたかについて、特別報告者は知りたい。
 - ④ 被害者に対する支援サービス:家庭内暴力を犯罪とするだけでなく、被害者が抱える身

1. 特別報告者として、リサ・コイス、マージ・リン・ソランドの非常に貴重な助力に感謝したい。また、特別報告者の依頼に応じて情報を提供された数多くの個人や組織にも感謝する。この他、女性の生殖の権利に影響を及ぼし、女性に対する暴力を引き起こしたり助長する政策や慣行に関して、付属資料をまとめる助けをして下さったジャーニー・チュアン、キャシー・ホール・マルチネス、レベッカ・クック、ロザリンド・ベチェスキー、サアマ・ラジャクルナにも感謝してやまない。

の安全、経済力、住宅、雇用、保育といったさまざまな必要に応えるサービスが求められている。特別報告者は国や NGO が提供している被害者に対する支援サービスについての情報を求めている。」

5. 本報告書では紙数も具体的な焦点も限られているところから、特別報告者は暴力と闘うために講じられた措置ないし救済策に報告内容を限定した。具体的な情報提供を求めたにもかかわらず、ほとんどの国は家庭内暴力の具体例と一般的情報だけでなく、女性に対する暴力や女性の地位についての情報を提供した。特別報告者は一部の国から提供された詳しい情報に感謝するが、紙数の関係で本報告にはすべてを含めることはできなかった。各国報告は概して一定のパターンを持ち、家庭内暴力に関する情報はだいたい標準化され、焦点もはっきりしていて、しばしば関連する日時も加えられていたことを特筆したい。

II. 家族と暴力: 定義

6. 国際法でも国内法でも、家族は社会における自然でもっとも基本的な単位と定義されているにもかかわらず、国際法の目にさらされることはこれまでほとんどなかった。これはもっぱら公的領域と私的領域が伝統的に区別されてきた上に、公的領域における人権侵害の議論が強調されてきた結果である。だが、こうした見方は次第に変わりつつある。人権擁護は単に公的領域に限定されるものではなくなった。家族内もふくめて私的領域にも適用されるようになり、国家はそこでの侵害を防ぎ、調査し、罰する義務を負うようになった。

7. 国家は法的小および道徳的規制を通して、家庭にとって重要な役割を演じていると同時に、家庭を構成する個々人の地位、権利、救済策を決定する面でも重要な役割を担う。家庭内での女性の伝統的な役割は、とりわけセクシュアリティ、暴力(夫婦間レイプないしその欠如をふくむ)、プライバシー、離婚、不倫、財産、相続、雇用、子どもの監護権に関する一般的法律および宗教法のなかに置かれている。こうした法律は、伝統的家族とその中の女性の立場についての支配的イデオロギーを正当化し、確固としたものにするのである。家族イデオロギーは往々にして二面性をもつ。一面では、養育とか親密さといった私的空間を提供する。他方、女性に対して暴力がふるわれる場所、社会における女性の役割を構成するものとして、女性の力を奪うことが多い。

8. 理想像が支配的な基準として掲げられる家族と、現実の経験に基づく家族という形態の分断は、世界のどこにでも存在している。理想とされる形が核家族であれ合同家族あるいは拡大家族

であれ、現代の家族形態では、現実と理想が一致していない場合が多い。こうした家族形態には女性のひとり暮らしや母子家庭など、女性が世帯主の家庭も含まれるし、その理由も、自らの選択(性的な選択もあれば雇用の選択もある)、未亡人、捨てられたため、強制退去、軍事化などさまざまである。たとえば、ある研究者はインドだけで 11 種類の家族形態を明らかにした。核家族、補完的核家族、不完全な核家族、片親、補完的片親、分家型の合同家族、補完的な分家合同家族、直系合同家族、補完的直系合同家族、直系と分家が混ざった合同家族、補完的な直系と分家家族である。²

9. だが、こうした違いにもかかわらず、どこの社会でも特定の文化をもつ支配的イデオロギーがつくる家族形態が規範となり、またその規範の外にあるものを定義づけて、逸脱として分類する。従って、この支配的な家族構造は、実際に支配的であろうと単に理論的なものであろうと、関係を判断する基盤として役立つのである。さらに、基準に反した個々の女性に判断を下し、家族やセクシュアリティに関して道徳と法の命令に背いたとして悪魔にしたてるためにも役立てられることが多い。こうした概念がどの程度、女性の生き方に適用され、影響力を発揮するかは、階級、カースト、人種、民族、資源へのアクセス、その他の女性を片隅においやるやり方によって決まる。家庭という壁の内外にある支配的家族イデオロギーは、妻と母という女性の役割をさらに固定化し、女性が非伝統的な役割を演じることを妨げる。こうしたイデオロギーが家庭の内外で女性を暴力にさらし、とりわけ貧困層や労働者階級の女性の従属的地位を強化する。とくに伝統的な性別役割にはまらなかったりこれを認めない女性は、ジェンダーに基づく憎悪犯罪的にされる。³ このような悪魔扱いが、セクシャルハラスメント、レイプ、家庭内暴力、女性性器切除、強制結婚、名誉を理由にした殺人その他の女性殺しといった女性に対する暴力をかきたてるのである。

10. フェミニズムは伝統的な家族形態がもつ抑圧的、暴力的な側面を批判するが、これは「反家族」でも家族を破壊しようとするものでもないことを理解する必要がある。女性の人権を擁護する人びとはますます、伝統的な家族の概念に挑戦しているとして攻撃されるようになった。女性の人権擁護派に対する公然たる非難、糾弾、ハラスメント、肉体的暴力が増えているのである。公的生活でも私的生活でも女性の人権が確実に守られるためには、非伝統的な家族形態を受け入れる必要があると、評論家は主張する。あらゆる家族形態は女性への暴力と女性抑圧の可能性のあることを認め、これを阻止するために働くことが不可欠である。

2. ポーリー・コレンダ「インドにおける家族構造と地域的違い」(Ratna Kapur, Brenda Cossman "Subversive Sites. Feminist Engagement with Law in India", New Delhi, Sage Publications, 1996) 所収。

3. Ratna Kapur, Brenda Cossman "Subversive Sites. Feminist Engagement with Law in India". (New Delhi, Sage Publications, 1996) p.96

11. 婚姻と家族に関する規範を明確化する国際基準は、最近まで婚姻の合意、プライバシー、子どもといった問題に焦点が置かれていた。世界人権宣言(第 15 条)、国際人権規約の自由権規約(第 23 条)および社会権規約(第 10 条)はいずれも、自由かつ全面的な合意に基づいて結婚し、家族をつくる権利をはっきりと認めている。自由権規約ではさらに、結婚と婚姻期間中、婚姻の解消に関して、配偶者が対等の権利をもつことも明確にしている(第 23:4 条)。こうした権利は「結婚の合意、最低年齢、婚姻届けに関する条約」(1962)に詳しく述べられている。

12. 国際的人権文書はすべて、家族をつくる基盤として、選択(すなわち自由かつ全面的な合意)という概念に重きを置いている。「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」(CEDAW)はさらに一歩進んで、「結婚と家族関係に関する事柄での女性に対する差別」の撤廃を求めたが、これは自由かつ全面的合意によって結婚する権利、結婚期間中および解体に際しての対等の権利と責任のみならず、出産や育児、監護権、財産、子どもを早婚から守ることなどについての権利と責任にもおよんでいる(第 16 条)。一般的勧告の 19 項では、女性差別撤廃委員会(CEDAW)は、家庭内暴力もふくめて女性に対する暴力は女性差別の一形態だと認めるところまで進んだ。

13. 人口と開発に関する国際会議で採択された行動計画は、家族形態はさまざまあり、普遍的な家族モデルというものはないと断言している。家族をはっきりと社会の基本的単位として位置付けることと並行して、家族が社会的に構成されたものであり、したがって人口や社会経済的変化によって形を変えることを認めたのである。こうした関係を再構築する基本的原則は、あくまでも合意と平等であるべきだとすることによって、国際基準はこうした変化に前向きに影響を及ぼせるだろう。

14. さらに、従来の人権文書はパートナーどうしの自由意思による全面的合意に基づく家族を保護してきたが、その一方、国際的規範は、個々の人間の性的自治といった問題やプライバシーの権利にまで踏み込みはじめた。たとえば、北京会議で採択された行動綱領の第 96 項は、「女性の人権には、性的および生殖の健康をふくめたセクシュアリティに関する事柄を責任をもって自己管理し、自由に決める権利、差別や強要や暴力をまぬかれていることが含まれる」と述べている。

15. 支配的家族イデオロギーが女性のみならず男性にも影響をおよぼす主要なやり方のひとつが、セクシュアリティに関して命令を下すことである。欧州人権裁判所は、同性どうしの結婚を、欧州条約第 8 条で定めている私的生活に対する権利に照らして認めるにいたった。1994 年、人権委員会はタスマニアの差別的な男色禁止法を、国際人権規約(自由権規約)の第 7 条と第 26 条に違反するものと判定した。同委員会の解釈では、人権規約の第 2 条と第 26 条で差別として禁じられているリストの「セックス」の項目は、性的指向も含まれるのである。一部の国ぐにの避難民保護法でも、

性的指向を国際的人権保護の方策にふくめる必要があることを認めている。国連の難民高等弁務官事務所は、諮問的立場の意見として、男女ふくめて同性愛者が難民認定において「特別の社会集団のメンバー」を構成していることを認めている。

16. 家庭内暴力に関する最初の報告で、特別報告者はまず、家族の形態はさまざまであることを認め、どのような形態の家族であれ、その中にいる人びとを守るべきであることについて広い理解を求めたい。特別報告者は家族内の女性に対する実にさまざまな暴力についての情報を受け取ったが、そこにふくまれた暴力は、妻虐待や家庭内の暴行といった伝統的な形にとどまらない。家族内の暴力について、特別報告者は次のようなかなり幅の広い定義を採用した。すなわち「家庭という領域内で、そこでの女性の役割を理由に女性を相手に加えられる暴力、ないし家庭という領域にいる女性に間接的かつ否定的な影響を与えることを意図した暴力である。こうした暴力は、私的領域と公的領域を越えて行われる可能性がある。このような概念の枠組みは、伝統的な家庭内暴力の定義を離れることを意図しており、性的関係のある者どうしでふるわれる暴力、ないし妻虐待に相当する家庭内暴力を取り上げようとする」(E/CN.4/1996/53、第 28 節)

17. 家族内の暴力を構成するのは、主として妻虐待、夫婦間レイプ、近親姦、強制売春、家事労働者に対する暴力、少女に対する暴力、性別を選ぶ人口中絶、女兒殺し、強制結婚や息子優先、女兒の性器切除や名誉犯罪といった伝統的な女性に対する暴力行為などである。

18. 特別報告者がこれまでにまとめた報告では、名誉犯罪は取り上げていなかった。その後、特別報告者の下に女性に対する名誉犯罪についての報告が多々寄せられた。家族の名誉を汚したとみなす女性を、家族の手で殺すのである。レバノンでは名誉犯罪は合法的だと伝えられる。名誉は、伝統的な家族イデオロギーが命じる女性の性的役割、家族内での役割という面から定義される。したがって、不倫、婚前関係(性関係があるなしにかかわらず)、レイプ、「適切でない」相手との恋愛は、家族の名誉を汚すものとなりうる。トルコから特別報告者に届いた例に見るように、家族の中の男性が集まって当の女性を処刑することを決める場合が多い。いったん処刑が決まると、家族はしばしば女性に自殺の機会を与える。自殺を拒否すれば、家族の中の男性が殺人を強要される。思春期の少年が女性を殺すよう迫られることが多いが、少年なら刑が軽くてすむからである。特別報告者は名誉殺人を深く憂慮し、こうした暴力について、またこれを阻止するために講じられている措置についての詳しい情報を求めている。

III. 進化する法的枠組み

19. 国際的基準は家族内での女性に対する暴力を明確に禁止している。

20. 国連の女性に対する暴力撤廃宣言によると、女性に対する暴力は以下のものをふくむが、これに限られないとしている。すなわち、家庭内で起こる肉体的、性的および精神的暴力であって、その中には暴行・虐待、家庭内における女兒の性的虐待、持参金関連の暴力、夫婦間レイプ、女性性器の切除その他の女性に有害な伝統的慣習、婚姻外暴力および搾取に関連した暴力がふくまれる。(女性に対する暴力撤廃宣言第2条)(総会決議 48/104)

21. CEDAW の一般勧告は、家庭内暴力をふくめて女性に対する暴力は、あらゆる形態の女性差別撤廃条約が規定する差別であるとしている。(第31項。文書 A/47/38 参照)

22. 家庭内の女性に対する暴力は、国家以外の私的な行為者に対する国家の責任という法的問題を提起する。家庭内暴力に関する先の報告書で、特別報告者は、女性に対して私的行為者が加える暴力の問題をどう扱うかについて、国際法の学者や専門家が出している三つの見解について述べた。第一は、国家の責任に関する国際法の原則にもとづく見解で、国家は国際法の侵害を防止し、調査し、処罰し、かつ正当な補償を支払うためしかるべき努力を払う義務があるというものである。第二の見解は、平等と平等な保護という問題に関連している。女性に対する暴力がかかわる事件で、法執行機関があきらかに被害者を差別している場合は、国家は平等をうたう国際的人権基準に違反した責任がある。第三の見解として、家庭内暴力は拷問の一形態であり、そのようなものとして扱われるべきだとする国際法学者の主張もある。

23. 「しかるべき努力」の原則はますます国際的に認知されるつある。女性に対する暴力撤廃宣言の第4条は国に対し、「そうした行為が国によって行われたか個人によるものかは問わず、防止調査しまた国内法に従って処罰するためしかるべき努力を払う」ことを義務づけている。CEDAW の一般勧告第19項も、「国際法全般と特定の人権規約の下で、人権侵害を防止したり、あるいは暴力行為を調査し処罰したり、補償を支払うためのしかるべき努力を払わなければ、個人の行為に対して国に責任がある」と明記している。

24. 個人に対して国家はしかるべき努力を払う責任があるとする基準は、米州人権裁判所が1988年7月29日、ベラスケス対ロドリゲス裁判で下した判決に詳しく論じられた。この事件で、ホンデュラス政府は行方不明事件で人権侵害の責任があるとされたのである。裁判所は次のように述べた。

「人権を侵害するすべての違法行為は、当初は直接国家に責任はないとしても(たとえば、個人による行為であるとか、責任者が誰か明確にできないという理由で)、国は国際的責任を問われる。その理由は、行為そのものではなく、侵害を防止したり、規約が求める通りに対応するためのしかるべき努力を払わなかったためである。」

裁判所はさらに次のように主張した。

「人権侵害を防止するため責任ある手段を講じ、その法域内で起きた侵害を十分に調査するためつ使える手段を行使し、責任者を明らかにし、適切な処罰を加え、妥当な補償を与えるのは、国の法的義務である。この義務の意味するところは、国の当事者が公権力を行使して、法律的に自由かつ全面的な人権の享受を保障できるよう、政府機関をはじめあらゆる組織をつくることである。」

25. 女性に対して個人が加える暴力に関して、特別報告者は現地訪問を行ったが、そこでも国がしかるべき努力という基準をどの程度守っているか評価することを意図した。その際に依拠した基準は、女性に対する暴力撤廃宣言と CEDAW の一般勧告 19 項であり、また以下の質問に対する回答も考慮に入れた。

- (i) あらゆる形態の女性差別撤廃条約をふくめ、すべての国際的人権文書を国として批准しているか。
- (ii) 憲法で女性の平等、女性に対する暴力禁止が保障されているか。
- (iii) 暴力の被害を受けた女性に適切な補償を行うための国内法ないし行政面での制裁規定があるか。
- (iv) 女性に対する暴力の問題に対処するための行政上の政策や行動計画があるか。
- (v) 刑事裁判制度は女性に対する暴力に敏感に反応しているか。これに関して警察はどのように対処しているか。警察がこれまで捜査した件数は何件あるか。被害者は警察からどのように扱われているか。起訴される件数はどれくらいあるか。こうした事件ではどのような判決が下されるか。女性に対する暴力を適切に訴追できるような医療専門家がいますか。
- (vi) 暴力の被害を受けた女性たちに対して、政府ないし非政府組織がシェルターや法的・心理的カウンセリング、特別の援助、リハビリテーションといったサービスを提供しているか。
- (vii) 女性に対する暴力は人権侵害であるという意識を高め、女性差別につながる慣行を改めるために、教育やメディアの分野で適切な措置が講じられているか。
- (viii) 女性に対する暴力の問題を目に見えるようにする形でデータや統計の収集が行われているか。

26. 1998年、家庭内暴力の問題を人権侵害として取り上げた最初の事件が、国際法廷である米州人権委員会に提起された。パメラ・ラムジャタアン事件をめぐる論証によれば、虐待を受けていたラムジャタアン夫人には刑を軽減する要因があるのに、トリニダード・トバゴ政府がこれを考慮に入らず彼女を殺人罪で有罪とし、死刑を宣告したことは、ラムジャタアン夫人に対する人権侵害になりうる。裁判でラムジャタアン夫人は同棲していた8年の間、苛酷な家庭内暴力にさらされていたと証言し、続いて宣誓証言も行った。報じられるところでは、警察から弁護士、刑務所当局者、法廷、トリニダード・トバゴ政府にいたるまですべて、ラムジャタアン夫人と子どもたちが受けた暴行や、それが彼女の精神状態や行動に与えた影響をいっさい考慮しなかったのである。

27. 女性に対する暴力撤廃宣言、CEDAW の勧告 19 項(トリニダード・トバゴ政府は 1990 年に CEDAW を批准した)、アメリカ人権規約、女性に対する暴力の防止、処罰、撤廃に関する米州規約の下で、ラムジャタアン夫人は生きる権利、公平な裁判を受ける権利、法の保護を対等に受ける権利、性による差別を受けない権利を侵害されたことになる。人権委員会はまだこの事件についての結論を出していないものの、これが委員会に提出されたこと自体、女性の人権を守る国際的運動の重要な一歩である。特別報告者はラムジャタアン夫人について今も関心を抱き、興味深く事件の行方を見守っている。

IV. 調査結果

A. 全般的傾向

28. 1998 年春、特別報告者は各国政府に対し、家庭内における女性への暴力に関してどのようなイニシアチブを取っているか、情報を提供してほしい旨を伝えた。さらに、非政府組織に対しても同様の情報を求めた。政府と非政府組織からの反応はいずれも、肯定的にも否定的にも共通する傾向が見られた。圧倒的多数の政府が、時にはごくささいなものではあるが、家庭内暴力の問題に対処していることを示した。家庭内での女性に対する暴力が重大な社会問題であり、これに立ち向かう必要があることを認識しはじめたことがわかる。

29. 特別報告者はラテンアメリカおよびカリブ海地域で、家庭内暴力ないし家族間暴力に関する特別立法が採択されている傾向を歓迎して、特筆しておきたい。1990 年代に入ってからすでに、ラテンアメリカとカリブ海地域の 12 カ国がこうした立法を採択した。特別報告者はこうしたイニシアチブを歓迎し、有効に実施されることを促したい。⁴

30. しかしながら、あらゆる地域から非政府組織が提出した報告で明らかなように、国と市民社会の間の調整が欠けているため、法律や公の政策の有効な実施にむけた働きが見られない。国によっては、法律や政策を打ち出したり実施するプロセスで、市民社会の代表に相談したり、その代表を加えようと積極的に行動しているところもある反面、依然として NGO と距離をおき、時には敵対的關係にあるところも多い。ほとんどの場合、政府は女性に対する暴力に関する政策の立案や実施に必要な専門知識を持ち合わせない。がいて政府当局者、とりわけ刑事裁判制度の関係者は、社会や家族における女性の役割について時代遅れの神話をいまだに支持している。刑事裁判制度による政策の実施を望むのであれば、系統的な訓練とジェンダー意識化プログラムが不可欠である。

31. アルコールと暴力を間違って結びつけている国が少なくない。確かにアルコールが暴力を激化させることはあるとはいえ、アルコールそのものが女性に対する暴力を引き起こすのではない。家父長制イデオロギーの究極的な表現が男性による女性への暴力であるが、このイデオロギーに目を向けず、アルコールやドラッグを強調するのは、暴力反対運動を蝕むものである。さらに、女性に対する家庭内暴力に関して支援や訓練や制度の確立に向けられるべき財源を、アルコールとドラッグとたたかったり、アルコール中毒者やドラッグ常用者へのサービス提供に向けられてしまう。こうしたサービスも必要ではあるが、女性に対する暴力にむけた支援プログラムの財源を減らすべきではない。

4. マラ・N・フツン「ラテンアメリカにおける女性への暴力の防止と処罰に関する法律および政策」特別報告者のファイルにある草稿

32. 暴力反対に積極的行動をとる責任を逃れるために、文化相対主義に走る政府がますます増えている。異文化や多文化のコミュニティを認めることと、家庭内暴力とたたかう包括的、多面的戦略を打ち出すこととは相反しない。どのコミュニティであれ、家庭内暴力に対する正当化や暴力の形態は異なるとしても、その根本原因は似たようなものである。

33. 女性や子ども、高齢者、障害者あるいはそのいずれかが組み合わさった人びとを、一つの社会集団として分類する国がいまだに少なくない。そこから出てくるのが国の温情的性質で、「弱者」集団を守る姿勢である。女性に対する暴力とたたかい、暴力を生き延びた被害者に対する救済と支援を提供するための明確な措置を打ち出す必要がある一方、重点は世話をすることではなく力を与えること、社会福祉ではなく社会正義に置かれなければならない。実際面でも法律面でも、女性は権利も理性もそなわった一人前の市民として扱われるべきである。

34. 家庭内暴力の事件では、いまだに警察や調停機関による調停やカウンセリングに重きがおかれている。こうした事件で被害者に対してカウンセリングをしようとする警察の努力は、往々にして被害者と加害者の仲裁をふくみ、女性に対する暴力を重大な犯罪にしないままにする可能性があり、被害者にとって危険が増すこともある。刑事裁判制度の門番ともいえる警察官は、被害者と支援組織とを結びつける特別の立場にあるが、警察官自身がカウンセラーや調停者になるべきではない。そうすると警察官の役割に関するコミュニティの理解に混乱が生じ、家庭内暴力の被害者に、自分が受けている暴力は刑法違反となるほど重大なものではないというメッセージを伝えることになりかねない。

B. 国別報告⁵

1. アフリカ

モーリシャス

35. 行動計画:特別報告者は、1997年5月25日および1998年3月8日の二段階にわたり施行された家庭内暴力保護法の制定を歓迎する。同法は家庭内暴力を犯罪とするだけでなく、保護命令や居住命令(被害者はこれにより24カ月を限度にその住居に居住する独占的権利を与えられる)、借用命令(被害者はこれにより借家を占有する独占的権利を与えられる)、非公開手続きを定めている。特別報告者は、政府が(i)家庭内暴力に対する一貫した政策と戦略を策定し、(ii)一連の法的措置を提示し、(iii)地元の職員の訓練を行う枠組みを作るために、外部に非政府組織の専門知識を求めたことを歓迎する。

36. 統計:家庭内暴力からの保護法(1997年)によって、通報された家庭内暴力事件を追跡する仕組みができたことに励まされる。1997年8月以降、700件もの家庭内暴力が法務省により記録され、127件の保護命令と200件の一時保護命令が発令された。

37. 訓練:報告によれば、家庭内暴力介入部隊の仕事の一側面として、職員、警察、ソーシャル・ワーカーのための訓練プログラム実施がある。

38. 支援サービス:5つの地域において地方分権的な家庭内暴力介入部隊が設置されたことを、特別報告者として喜ぶと同時に、政府が調整のとれた国家的対応を行うよう求めたい。

モロッコ

39. 行動計画:人権相が女性への暴力に対して敏感であることに励まされると共に、政府が女性に対する暴力全般とくに家庭内暴力に特に取り組むための包括的計画を立案することを期待する。

40. 統計:政府からなんらの統計も入手できなかったのは遺憾である。

41. 訓練:家庭内暴力について系統だった訓練が報告されなかったのは遺憾である。

42. 支援サービス:政府が市民社会と協力して、暴力の被害者となった女性の話を聞き支援行う

⁵ 一部の国は、締め切りまでに報告書が届かなかったため、本年の報告で検討できなかったことを、特別報告者として遺憾に思う。

センターの設置に組織的に取り組む決意があることに、特別報告者は関心を抱いている。これらのセンターが虐待を受けた女性の特別のニーズに合ったサービスを提供するよう、政府に求めたい。

2. アジア・太平洋

オーストラリア

43. 行動計画:家庭内暴力に関する国内サミット(1997年11月)から始まった「家庭内暴力に対するパートナーシップ」のイニシアティブを、特別報告者は歓迎する。このイニシアティブは、オーストラリア連邦およびすべての州、準州の間の調整を呼びかけている。

44. 各州および準州によって、家庭内暴力に関する法律はそれぞれ異なっているため、現在、家庭内暴力に関する法律のモデルが検討されている。特別報告者は、法律の体系化の努力を歓迎するとともに、ヴィクトリア州および北部地方の州において先住民コミュニティのための特定の戦略を策定する努力を評価する。オーストラリア政府がこの目標を達成するため、先住民女性と協力することを促したい。

45. 統計:家庭内暴力に限定した統計が提供されなかったことは遺憾である。

46. 訓練:暴力を受けた身元確認を増加させ、こうした女性を助ける人びと、とくに福祉労働者、警察官、地方裁判所職員、検察官、救急隊員、一般医などの対応を改善することをめざす訓練プログラムが進行中であることを歓迎する。ジェンダー・バイアスに関して全般的な訓練が行われていることを評価するとともに、政府が家庭内暴力に関する体系的訓練を実施するよう期待する。

47. 支援サービス:家庭内暴力の被害者・生存者に対する支援の点で、さまざまなイニシアチブが発揮とされていることを歓迎する。特に、暫定的支援と宿泊場所の確保、農村女性のための活動、家庭内暴力の被害者・生存者の特定のニーズに応える保健サービスの開発、遠隔地に住む先住民女性のためのバイリンガル活動や資料、女性および暴力の被害者が適切な情報とサービスを得るためのインターネットへのアクセス、虐待された移民女性に対する情報とサービス。

日本

48. 行動計画:「男女共同参画 2000 年プラン」において女性に対するあらゆる形態の暴力廃絶に重点が置かれている点と、女性に対する暴力廃絶宣言に含まれる女性への暴力の定義「性別に基

づく暴力行為であって、女性に対して肉体的、性的、心理的な傷害や苦しみをもたらす行為やそのような行為を行うという脅迫等を含み…それらが公的生活で起きるか私的生活で起きるかを問わない」を採用していることを歓迎する。

49. 統計:遺憾ながら、政府が提供した統計を、特別報告者は理解できなかった。

50. 統計:提供された情報では、警察官や検察官に対して女性に対する暴力全般に関する訓練は行われているようであるが、特別報告者として、政府に対し家庭内暴力についての体系的訓練も加えることを促したい。

51. 支援サービス:特別報告者は、「警察官は被害を受けた女性の精神的負担を軽減するためのカウンセリング制度を改善しつつある」との報告に関心を抱いている。1996年4月現在、日本には「母子のための日常生活支援施設」が307カ所あり、6043家族を収容できる。こうした施設は「配偶者のいない、あるいはそれと同等の状況にある女性で扶養する子どもがいる者」に対して宿泊設備を提供するもので、虐待された女性とその子どもも含まれる。特別報告者は虐待された女性とその子どもに対しては、別個のシェルターが必要であることを強調したい。女性が暴力の場となった家を出る時は、死を含む最も深刻な身体的傷害の危険にある時である。女性向けの一般的ホームでは、身の安全の問題や、虐待された女性とその子どもに特有の精神的ニーズに対処する適切なサービスや設備を提供できない。こうした女性の安全を守るには、極秘のシェルターか高度に安全なシェルターを確保することが唯一の道であろう。さらに、家庭内暴力の被害者である女性や子どものカウンセリングを行うには、危機管理の訓練を受けた職員が必要である。特別報告者は日本政府に対して、こうしたニーズに対処する特定の仕組みを設置することを促す。

ミャンマー

52. 行動計画:女性の地位向上をめざす1997年国家行動計画(1997年8月)に、女性に対する暴力が盛り込まれたことは喜ばしいが、家庭内暴力に関する情報が提供されなかったのは遺憾である。政府が家庭内暴力を問題として認知していることを示唆するものはない。さらに、家庭内暴力に対処する特定の措置が講じられているようにも見えない。問題の存在が公的に否認されているため、暴力を受けた被害者による通報を阻んでいるともいえる。通報がないことによって、問題はいつそう否認されてしまう。

53. 統計:なんらの統計も提供されなかったことは遺憾である。

54. 訓練:西暦2000年を目標とする国家行動計画の中に、警察官、検察官、司法関係者、刑務所職員を対象にした女性に対する暴力に関する一般的訓練が盛り込まれたことを喜ぶとともに、政府がこの一般的訓練の中に家庭内暴力に関する特定の訓練プログラムをふくめるよう期待する。また、訓練に関して国の行動計画がいかに関実施されているかについて追加情報を求めたい。

55. 支援サービス: 2000年を達成目標とする国家行動計画に、「暴力の被害者となった女性のために、十分な資金援助を受けた立ち寄りセンターを設置」という項目があることを歓迎する。家庭内暴力の被害者・生存者に対して適切なサービスを提供するよう、政府に促したい。

56. 行動計画:政府の行動すべてに適用される原則を示した「家庭内暴力に関する政策声明(1996年)」および「公的部門の戦略的決定領域(1997-2000)」の双方を、特別報告者として歓迎する。

57. 以下の規定を含む1995年家庭内暴力法が制定されたことは喜ばしい。ニューシングル保護命令、家庭内暴力の定義を拡大し心理的虐待を含めたこと、保護命令の違反に対する罰則の強化、保護命令に関する無料の法的支援、暴力の加害者の逮捕と小火器免許の自動的取り消しを確実にを行うための新ガイドライン。マオリ女性のための文化的に適切なプログラムや拡大家族の成員によって行われる虐待の認知など、マオリ女性にとって特に意味のある諸規定を歓迎する。本報告者は政府に対し、マオリ女性と協力して文化的に適切なプログラムの開発を行うことを求める。

58. 統計:1995年家庭内暴力法の導入以降18カ月の間に、保護命令が適用された件数 13702 件で、10525 件の暫定命令、6880 件の最後命令が出された。そのうち92%は男性が被告であり、その82%が家庭内暴力のケースとして分類された。

59. 訓練:家庭内暴力の問題に関して犯罪司法制度の関係者に対する訓練のイニシアチブを歓迎する。とくに国と市民社会の協力作業が見とめられるのは喜ばしい。たとえば、「女性と子どもを守る、家庭内暴力への省庁間対応」と題する省庁間訓練パッケージは、難民女性、児童・青年・家族のためのサービスおよびニュージーランド警察の国家コレクティブによって開発されたものである。1997年に警察が怒りの管理に関する訓練マニュアルを発行した。特別報告者は、家庭内暴力の被害者・生存者のニーズに対処するサービス提供の重要性に注目する。被害者・生存者の中には必ず女性と子どもが含まれる。それぞれの集団に個別のプログラムを立案する必要性を、政府が認識するよう求めたい。

60. 支援サービス:非政府部門と協力する政府の政策および支援サービスへの資金提供の規定を

喜ばしく思う。加えて、家庭内暴力法で、虐待された女性が法廷に出る際、支援者の付き添いを許可することや、加害者に対して裁判所命令に基づくカウンセリングを認める規定が含まれたことを歓迎する。

フィリピン

61. 行動計画:大統領府が家庭内暴力に対する行動を呼びかけたのに伴い1997年7月、政府の担当者が召集され、実施に関して協議したことは喜ばしい。そこで以下の戦略が採用された。(i)統計を作成する省庁間作業部会の結成、(ii)迅速かつ一回面談方式の調査、(iii)センターおよび病院を拠点とする被害者支援、(iv)被害者および加害者の両者に対するカウンセリング・サービス。提供された情報からは、協議の行われた年度以降諸戦略が実施されたかどうか、もしくはいかに実施されたかについては明らかでない。

62. 1997年の反レイプ法はレイプの定義を拡大し、夫婦間レイプの存在を認めたが、「加害者が法律上の夫である場合、事後、妻がレイプの被害者としてこれを許した場合、刑事訴訟もしくは処罰は消滅する」と規定している。ただし、婚姻が当初から無効の場合は、犯罪が消滅したり、刑罰が軽減されることはない。

63. 統計:家庭内暴力の通報ケースに関する統計は以下のとおりであった。1995年は528件、1996年は7425件、1997年は7850件、1998年の第1四半期は850件。

64. 訓練:「裁判官、検察官、法施行者およびコミュニティのための家庭内暴力に関する訓練」と題するプロジェクト提案を喜ばしく思うとともに、政府に対してこのプロジェクトの実施を確実なものとするよう求める。

65. 支援サービス:1998年6月30日までに警察署に1227の女性担当部署が設置された。本報告者は政府に対して女性担当部署に必要な資源を確実に提供するよう要請する。1993年に開始され、1997年に政府の財政的支援を受けた病院を拠点とする「女性の暴力被害者」のための危機介入センターは、433件の家庭内暴力のケースを扱っている。

66. 本報告者は、家庭内暴力の問題に関する業務を行う特定裁判所の設置を奨励するが、フィリピンで設立された家庭裁判所は、家庭内暴力の被害者に対する十分な救済を提供していないのではないかと憂慮している。

シンガポール

67. 行動計画:本特別報告者は、省庁間の「女性と家庭内暴力委員会」の設立を歓迎するが、同委員会は活動のための包括的枠組みがないことを憂慮する。

68. 統計:女性に対する家庭内暴力の通報ケースとして以下の統計が提示された(殺人、危険な武器や手段による故意の傷害、故意の重度の傷害、危険な武器や手段による故意の重度の傷害を含む): 1995年 73 件、1996 年 40 件、1997 年 39 件、1998 年6月まで 17 件。政府は、この統計が「犯罪全般、また特に女性に対する犯罪に対するシンガポールの厳重な管理が女性に対する犯罪を減少させるのに効果的であった」ことを証明していると指摘するが、特別報告者は、女性が家庭内暴力を通報したくても、シンガポールの刑事裁判の見方がこれを阻んでおり、家庭内暴力の危険を増大させている可能性があるのではないかと懸念を表明しておきたい。

69. 訓練:警察官の訓練概要に家庭内暴力が盛り込まれている点を歓迎するが、こうした訓練は「管理」の観点から体系化されており、被害者中心のアプローチと矛盾する可能性があることを憂慮する。特別報告者は、訓練活動の実施における警察とシンガポール女性組織評議会の提携を歓迎する。

70. 支援サービス:警察官が被害者に入手可能なサービスの情報を提供したり、照会先を提示する点を喜ばしく思う。しかし、家庭サービスセンターが家庭内暴力の被害を受けた生存者に提供するサービスに関して、さらに詳しい情報を求めたい。政府に対してこうしたサービスが家庭内暴力の被害者・生存者の特定のニーズに応えるものとなるよう求める。

3. ラテンアメリカおよびカリブ海地域

アルゼンチン

71. 行動計画:1996 年11月に女性に対する暴力全般と家庭内暴力に関して、訓練、技術援助、意識化についての国家プログラムが作成されたことを歓迎する。

72. 統計:政府が家庭内暴力に関する統計を収集していないのは遺憾だが、連邦警察が家庭内暴力事件の登録の仕組みを作る意志があることは励まされる。リニア・ムイエ・ホットラインは 1997 年に 21066 件、1998 年の前半期に 1211 件の電話を受けた。

73. 訓練:訓練という点では、全国女性評議会と連邦警察による特別の短期的イニシアチブを歓迎

するが、家庭内暴力に関して刑事司法制度関係者のための体系的訓練を行うよう、政府に求める。

74. 支援サービス:1994年、家庭内暴力に関する法律が制定され、暴行の加害者の家庭への出入り差し止め、被害者の家庭への再入居による保護措置、被害者に対して刑事裁判所もしくは家庭裁判所に弁護士なしで訴訟を提出する法的資格を与えるなどの条項が含まれたことを歓迎する。この法律によって、支援センターも設置され、裁判所を補助するため法務省内に学際的な専門家チームも結成された。ブエノスアイレスに政府による女性のための24時間の電話ホットラインが敷かれていることは喜ばしい。

チリ

75. 行動計画:1994年の家庭内暴力に関する法律の制定および家庭内暴力を防止するための地域委員会の設立を歓迎する一方で、この法律の実施と地域委員会の機能に関するより具体的な情報が提供されなかったことを遺憾に思う。

76. 統計:家庭内暴力の訴訟件数は、1995年に38200件、1996年に58222件、1997年に61015件であった。

77. 訓練:政府が最近の訓練活動に関する情報を提供しなかったことを特別報告として遺憾に思う。

78. 支援サービス:苦情申し立てのための警察への直接電話回線の設置と保護命令の規定を歓迎する。これらが利用されているのか、又どのように利用されているかについての情報を求めたい。

コロンビア

79. 行動計画:1996年に女性に対する暴力全般特に家庭内暴力と闘う政策立案を担当する女性のための国家平等理事会が結成されたことを喜ばしく思う。

80. 身体的、性的、心理的暴力をふくめた女性への暴力の防止、廃絶、処罰に関する第294号法の制定を歓迎する。新たな犯罪として「家庭の調和と絆に反する犯罪」や「自由の制限による虐待」が含まれている。特別報告者はとくに、家庭内暴力の一形態として自由の制限に関する規定に関する追加情報を入手したい。ただし、処罰が1〜6カ月の禁固刑に限定され、こうした犯罪が重罪と認識されていないことを、特別報告者は憂慮する。

81. 統計:1996年に通報された家庭内暴力の件数は51451件で、そのうち34796件は被害者が配偶者であった。配偶者虐待の93%は女性に対する暴力であった。

82. 訓練:女性の人権保護に関する裁判官、法務省、警察のための訓練プログラムがあることを喜ばしく思う。政府に対してこうした訓練が家庭内暴力も扱うよう求めたい。

83. 支援サービス:家庭内暴力に関する第294号法の第20条に「警察官は暴力の再発を避けるためのあらゆる必要な支援を与えなければならない」として警察の義務が明記されていることを歓迎する。こうした措置は、とくに警察に対して、被害者を最も近い医療センターや安全な場所に連れて行ったり、所持品を持ち出すために自宅に連れて行ったり、被害者に証拠を保持する必要性やその方法について教えたり、被害者の権利や公的、私的サービスについて情報を提供することを義務づけている。被害者が家庭内暴力のあらゆるケースを登録し、心理的支援やさらなる暴力を防止する仕組みを要請できる272カ所の家庭警察署がある。これらの規定の実施がどのようにモニターされ、警察官が規定を遵守しなかった場合にいかなる措置が講じられるかについて、特別報告者はさらに詳しい情報を求める。

キューバ

84. 行動計画:1997年年5月、あらゆる形態の暴力に関する北京宣言と行動綱領の目標と規定の実施のための行動計画が作成され、暴力の防止と、家庭内暴力とくに女性に対する暴力の被害者・生存者支援の活動を行う全国グループが結成されたことを歓迎する。

85. 統計:特別報告者は、家庭内暴力に関する統計が何も提供されなかったことを遺憾に思う。

86. 訓練:家庭内暴力に関する体系的訓練について報告されなかったことを遺憾に思う。

87. 支援サービス:暴力と犯罪の被害者のための一般的な支援の仕組みは存在するが、虐待される女性のニーズに具体的に対処する支援の仕組みを作るよう、政府に求める。

グアテマラ

88. 特別報告者は、特に、1996年の平和協定において家庭内暴力および家庭内暴力の救済の必要性が盛り込まれたこと、平和のための全国女性フォーラムが設立されたことに勇気づけられた。

89. 行動計画:1997年に女性のための国家政策が承認され、家庭内暴力を防止し、処罰し、撤廃す

るための法律が制定されたことを歓迎する。公に否認されている家庭内暴力において女性が直面する複雑な問題を政府が理解していることを評価する一方、家庭内暴力を不問に付す文化と闘うための追加措置を講じるよう、政府に促したい。

90. 統計:家庭内暴力に限定した統計が提供されなかったことは遺憾である。

91. 訓練:警察訓練アカデミーのカリキュラムに家庭内暴力が含まれていることを歓迎し、警察による仲裁といった、家庭内暴力をさらに悪化させ女性を危険に晒す可能性のある、慣行が助長されないよう、訓練の見直しを促したい。

92. 支援サービス:政府の幅広い支援サービス計画を歓迎する。

メキシコ

93. 行動計画:1995年、国家開発計画の一環として女性のための国家プログラムが制定されたことを歓迎する。このプログラムは女性に対する暴力全般およびその中の家庭内暴力に注意を傾けたものである。

94. 家庭内暴力に関する新たな犯罪規定を設けたこと、家庭内暴力を離婚の根拠として承認したことを歓迎する。しかし、特別報告者は「家庭の調和の保護」が強調されることを憂慮すると共に、政府に対してこうした保護が女性の権利と矛盾しないよう要請する。刑法の中で夫婦間レイプを公式に認めた点は喜ばしい。

95. 統計:政府の家庭内暴力犠牲者支援センターは、1997年1月～6月の間に6461件のケースを受理したが、そのうち 70.2%は家庭内暴力であった。センターのサービスを利用した人のうち10人に9人は女性で、10件のうちの7件は配偶者の虐待に関わるものであった。

96. 訓練:「女性に対する暴力の防止、処罰、廃絶のための米州条約」の実施に関して、裁判官および国会議員の意識化プロジェクトの開発活動を歓迎する。さらに、州レベルにおいてさまざまな活動が行われていることに、特別報告者として注目する。連邦政府に対して全国の刑事司法制度関係者の訓練を体系化するために努力するよう求めたい。

97. 支援サービス:憲法において、性的犯罪の被害者への法的支援を提供する国家の義務と犠牲者の補償を受ける権利が明記されている点を喜ばしく思う。家庭内暴力被害者援助センターは、法

的、心理的、社会的サービスを通じて家庭内暴力の被害者に援助を提供している。内務省の権限で、調査の際、被害者を身体的心理に守るためのあらゆる措置を講じることができ、刑事裁判官が手続き中にこうした措置を実施できる点を喜ばしく思う。

パラグライ

98. 行動計画:女性に対する暴力の防止と処罰に関する国家計画の採択を歓迎する一方、家庭内暴力を扱う特定の規定がないのは遺憾である。特別報告者は、女性への暴力を処罰する現行の刑事法が不十分であるとの政府の認識を評価するが、この分野全般において、また特に家庭内暴力に関してより有効な法律の制定へ向けた具体的提案を作成するよう、政府に促したい。

99. 統計:州によっては女性に対する暴力に関する一般的統計が報告されているが、家庭内暴力に限定した統計が提供されなかったことは遺憾である。

100. 訓練:女性局が女性への暴力全般に関するさまざまな訓練活動を展開していることを歓迎する一方、政府に対して家庭内暴力に特定した体系的訓練を実施するよう求める。

101. 支援サービス:女性に対する家庭内暴力の防止と支援に関する特別な国家プログラムの制定を歓迎する。このプログラムは、女性の暴力被害者に提供されるサービスの質を評価すると共に、女性の暴力被害者、かつて暴行をふるったことのある者、警察官、法的・医療・教育機関からの情報を基に家庭内暴力の調査を行うことを追求している。

ペルー

102. 行動計画:新設の女性の地位向上省の下に、家庭内暴力常設委員会が設置されたことを喜ばしく思う。

103. 統計:1997年の国家警察に寄せられた女性への家庭内暴力の苦情申し立ては24576件であった。この内、52.2%は夫が妻に対して加えた暴力、44.5%が家庭内のパートナーによる暴力、2.8%が元夫による暴力、0.5%が元パートナーによる暴力であった。これらのケースの内、76.5%は身体的暴力を伴うものであり、23.5%は心理的暴力によるものであった。

104. 訓練:特別報告者は、体系的な家庭内暴力のための訓練について報告されなかったことを遺憾に思う。

105. 支援サービス:1997年の刑法修正条項に女性への支援体制の規定が盛り込まれたことを喜ばしく思う。これには、心理的虐待が家庭内暴力の一形態として承認されたこと、家庭内暴力の被害者に対して無料の法医学証明書を与えること、家庭内問題に介入し、被害者の保護についての特別規定を発令する国選弁護人の権限、被害者は調停裁判に出席しないことを決める資格があることなどが含まれる。特別報告者は政府に対し、これらの規定の実施方法についての情報提供を促す。

ウルグアイ

106. 行動計画:1998年3月、家庭内暴力とたたかい法改正をめざす国家行動計画を作成するため、省庁間委員会が設立されたことを歓迎する。

107. 統計:家庭内暴力に限定した統計が提供されなかったことは遺憾だが、1997年11月に行われた家庭調査により、全家庭の47.3%で家庭内暴力があることがわかった。

108. 訓練:さまざまな政府部局から訓練の有無に関する異なる報告を受け取った。しかし、家庭内暴力に関する警察の訓練が行われていることは分かった。特別報告者は、こうした訓練が仲裁を奨励するために利用されることを憂慮する。

109. 支援サービス:家庭内暴力と闘うための「女性と家庭問題に関する委員会」が3方面アプローチを行っているが、特別報告者は仲裁が明確に強調されていることを憂慮する。仲裁が暴力を悪化させ、被害者をより危険な状態に置く場合があることに、政府の注意を喚起したい。女性と家族のた

めの政府情報センターが15箇所あることは喜ばしい。

ベネズエラ

110. 行動計画:国家女性問題審議会が女性への暴力に関する提案を行ったことを歓迎する。政府に対して、この提案の実施にむけて組織的に活動することを求める。

111. 統計:家庭内暴力に限定した統計が提供されなかったことを遺憾に思う。

112. 訓練:女性に対する家庭内暴力の防止に関する公的および私的部門の関係者に対する訓練が行われている。警察が家庭内暴力のケースを扱う方法についての特別プログラムもある。本報告者は政府に対して、訓練資料を見直し、警察の仲裁など、家庭内暴力を悪化させ女性を危険に陥らせる慣行を助長しないようにすることを求める。

113. 支援サービス:暴行を受けた女性のためのシェルターがなく、支援サービスもほとんどないことを、特別報告者は憂慮する。

4. 中東

イラン・イスラム共和国

114. 行動計画:女性に対する暴力廃絶のための国家委員会小委員会が、女性に対する家庭内暴力廃絶3カ年行動計画を作成したことを歓迎する。

115. しかしながら、行動計画の中で女性の権利と「家庭と社会における義務」が関連づけられている点に、特別報告者として憂慮を表明したい。なぜなら義務は時として女性の権利を否定するために引き合いに出されるからである。にもかかわらず、この文書全体の精神は、実施されれば家庭内暴力と十分闘いうるものであり、この文言もその精神に沿ったものとして、特別報告者は受け取りたい。

116. 統計:本報告者は、家庭内暴力に限定した統計が提供されなかったことを遺憾に思う。

117. 訓練:家庭内暴力に特定した訓練課程についての報告を受けなかったことを遺憾に思う。

118. 支援サービス:支援サービスが計画中であることを喜ばしく思うとともに、政府がこうした計画の実施に関する情報を提供するよう要請する。

イスラエル

119. 行動計画:1998年に8機関以上があつまる省庁間委員会が設置され、家庭内暴力に対処する調整のとれた戦略を策定するステップとして、協力作業のモニターを開始したことを歓迎する。

120. アラブ女性に対する名誉毀損犯罪と、虐待されたアラブ女性が支援を求める上で直面する特有の問題を、特別報告者はイスラエル政府とともに憂慮する。

121. 統計:家庭内暴力の分野で毎年約2万件の警察関連ケースが公表されており、そのうち75%は夫に対して妻が申し立てた苦情である。1997年に26人、1998年1月～6月の間に13人の女性が夫に殺害されている。1997年、夫による暴力の申し立てについて15444件が公表された。

122. 訓練:警察が家庭内暴力に関する常設の訓練体制を設けたことを喜ばしく思う。報告された家庭内暴力の訴訟のうち、証拠がないために停止されるものがわずか25%という事実が、訓練の成功を物語っているといわれている。特別報告者は、起訴率に関する情報が同様に提供されなかったことを遺憾に思う。

123. 支援サービス:支援サービスに関して、「被害者のリハビリテーション」と題する情報が提供された。被害者のリハビリを強調することは、家庭内暴力の被害者・生存者が病氣もしくは何らかの衰弱の状態にあることを意味する。家庭内暴力に伴うトラウマ(精神的外傷)を過小評価しないようにする反面、リハビリの必要があるのは被害者ではなく加害者の行動や社会パターンである。

ヨルダン

124. 特別報告者は、政府報告書の中で「姦通もレイプ犯罪も区別はつけず、どちらの被害者も同じ観点から見ると」書かれていることに深い憂慮を抱いている。合意の問題は、とくに女性が性的関係に合意する能力について、国家が道義的に制裁を加える範囲外の関係であつても、刑法で認知されなければならない。レイプは合意に基づかない、性的関係として定義されるべきである。

125. 特別報告者は、要請した情報に「自発的中絶」が含まれると解釈されたことを遺憾に思う。具体的には、法務省は「家庭内暴力、女性に対する暴力の犯罪に責任を有する者の処罰、夫婦間レイプ、家事使用人・女性・子どもに対する暴力、自発的中絶に関してヨルダンの国際的義務を果たす

ための有効な措置に関して…報告書を提出する」と述べている。特別報告者は、ヨルダンにおける厳格な中絶禁止について憂慮を抱くとともに、多くの場合、中絶に対する刑罰が女性への身体的暴行に対する刑罰よりも重いことが判明している。

126. 国家行動計画:1994年のヨルダン女性問題委員会の作成した社会部門行動計画で、優先事項の一つとして家庭内暴力が加えられたことは喜ばしい。1994～1995年に政府が実施した「女性に権利がない民主主義は民主主義ではない」キャンペーンを歓迎する。このキャンペーンは、個人、家族、社会による女性への暴力や差別、特に暴行、夫婦間レイプ、合意なしの結婚、強制労働、十分なケアの欠如、女性を抑圧する目的で伝統的信仰を利用すること、離婚女性や未亡人に対する社会的差別、社交上の儀礼を尊重しない女性に対する一般的尊重の欠如などに焦点をあてている。

127. 統計:女性に対する暴力に関する一般統計は提供されたが、家庭内暴力に限定した統計は遺憾ながら提供されなかった。

128. 訓練:家庭内暴力に関する訓練活動を歓迎し、政府に対してこうした訓練を体系化するよう奨励する。

129. 支援サービス:アンマン、ザルカ、イルビッドにおいて第一審裁判所に付属のカウンセリング・センターが設置された。現在、ヨルダン全土に計画中である。

クウェート

130. 遺憾ながら、国家行動計画、統計、訓練、支援サービスに関して求めた情報が提供されなかった。また、政府が女性の家庭内暴力の被害者を法的に認知せず、救済や支援も提供していないことを、特別報告者は憂慮する。また、女性および子どもが政府政策において区別のない一つの階層として扱われていることを憂慮する。政府に対してこうしたアプローチが女性の人権の全面的保護と促進に矛盾することを喚起したい。

131. 法的救済に関して差別しないことが公的に明記されているが、公式でなくとも事実上女性を差別している法律や政策、国家制度の傾向を正すために、女性への暴力全般とくに家庭内暴力の被害者に対する救済や支援の明確な措置が策定されていないのは遺憾である。女性に対する暴力および女性の社会的法的地位という性質上、とくに女性への家庭内暴力被害者の安全や心理的、医学的、法的ニーズに見合った特定の措置が検討されなければならない。犯罪もしくは猥褻な暴行やレイプが依然として個人に対する暴力的犯罪というより、名誉や名声を汚す犯罪として分類されて

いることを憂慮する。

132. 政府が国際移住労働者に関して送り出す国との相互協定を締結したこと、家事労働者に対する暴力に関する情報を提供したこと、新しい法律や部局を通じてこうした暴力に対処する公式措置を講じたことを歓迎する。しかし、祖国から遠く離れ、雇用者と意志疎通をはかることも、特に暴力を受けやすい家事労働者の外国人被害者に対する支援サービスが欠如していることを憂慮する。

5. ヨーロッパおよび北米

オーストリア

133. 行動計画:1997年の社会の暴力に対する25項目行動計画の採択を歓迎するが、女性に対する暴力全般および家庭内暴力に限定的に取り組む特別措置が含まれないことを、特別報告者は憂慮する。一般的な反暴力キャンペーンで、女性に対する暴力におけるジェンダー特有の性質が伝統的に見過ごされてきたことに、政府の注意を喚起したい。

134. 統計:遺憾ながら、家庭内暴力に関する情報は提供されなかった。

135. 訓練:1995年以降、オーストリア全警察官のための基本訓練プログラムの一貫として、家庭内暴力に関する2日間セミナーが開催されていることを歓迎する。専門課程も計画されているが、こうした訓練が刑事司法制度の関係者の義務ではなく、「女性プロジェクトに関わる個人や、女性カウンセリング・センターで働く者」に限定されている点を、特別報告者は憂慮する。

136. 支援サービス:1997年5月の家庭内暴力からの保護に関する連邦法の制定を歓迎する。この法律によって、警察の権限で暴力の加害者を共有の家から排除し、その家の一定の距離以内に近づくことを禁止することができるようになった。警察と民事裁判所の協力関係の枠組みも提供している。1996年に家庭内暴力への第一次介入センターが設立され、それ以降13のセンターが設立されたことは喜ばしい。

クロアチア

137. 行動計画:1996年5月に平等問題委員会が設置され、その後平等促進のための国家政策が制定されたことを歓迎する。この国家政策の重要な側面の一つが、女性に対する暴力全般、特に、家庭内暴力の防止と廃絶である。

138. 統計:本報告者は、家庭内暴力に限定した統計が提供されなかったことを遺憾に思う。

139. 訓練:家庭内暴力に関する訓練に限定した情報が提供されなかったことは遺憾である。

140. 支援サービス:国家政策の中で、家庭内暴力の被害者に対し十分な宿泊設備と支援を確保することを政府の義務として定めた点を歓迎し、政府に対してこの目的のために十分な財源を充てるよう求める。

キプロス

141. 行動計画:モニター、訓練、公的キャンペーンの促進、統計の収集、研究の実施、部局間調整などを盛り込んだ政府の諮問委員会の行動計画を歓迎する。

142. 統計:提供された統計が明解でなかったことを遺憾に思う。

143. 訓練:家庭内暴力に関する訓練活動を評価する。中でも基本的な警察訓練における家庭内暴力に関する8時間の訓練、および警察官のための1～2週間にわたる総合的訓練プログラムがすでに行われていることは喜ばしい。参加した警察官のに抵抗した者がいたことを、政府が率直に示した点を評価するとともに、政府に対してこうした抵抗に対処する補足的な訓練を研究するよう求めたい。特別報告者としては、警察向けの「家庭の平和維持(仲裁)」ワークショップに懸念を持ち、政府に対して家庭内暴力において警察が仲裁者となるよう奨励することに警告を発する。こうした仲裁は女性をより危険な状況に陥れかねない。

144. 支援サービス:法律の中に、暴力の被害者のためのシェルター設置と運営を許可する新たな規定が加えられたことを歓迎する。しかし、特別報告者として、政府に対して犯罪の被害者のための一般的シェルター設置について忠告したい。なぜならば、女性に対する暴力全般、特に家庭内暴力の被害者への脅威を増大する可能性があるからである。家族の一員が他の家族に傷害を加えた場合の処罰が重くなったことは歓迎する。

デンマーク⁶

145. 行動計画:虐待された移民女性の特有のニーズに対処するための政府措置を歓迎する。しかし家庭内暴力に組織的に対処する具体的な国の行動計画がないことを憂慮する。

⁶ デンマークからの報告部分が欠落したため、分析に影響したことを特別報告者として遺憾に思う。

146. 統計:遺憾ながら、統計は提供されなかった。

147. 訓練:家庭内暴力に関する訓練について、情報が提供されなかったことは遺憾である。

148. 支援サービス:1998年に虐待された女性に関する活動を行う組織の指針づくりのために作業グループが設置されたことを歓迎する。

ドイツ

149. 行動計画:連邦政府は女性に対する暴力に関する3カ年キャンペーンを実施したが、家庭内暴力に関する具体的措置に関する情報が提供されなかったことは遺憾である。

150. 統計:統計が収集されていないことは遺憾である。政府の主張によれば、「定義が広範囲にわたるため、あらゆる形態の女性に対する暴力が実際にどの程度行われているか、ドイツ政府として信頼に足る発言はできない」というが、統計の体系的収集は政府が女性に対する暴力の被害者に対して救済措置を提供する上でも、また、こうした暴力の範囲を正しく把握する上でも助けとなる。

151. 訓練:残念ながら、家庭内暴力に限定した訓練は行われていない。

152. 支援サービス:女性のための連邦省が、ミネソタ州ダルースの「家庭内虐待介入プロジェクト」を基礎とするパイロット・プロジェクトを実施していることは喜ばしい。

ルクセンブルク

153. 行動計画:女性に対する身体的、性的暴力を犯罪とする観点に立った法律改正の動きを歓迎する一方で、家庭内暴力に取り組む体系的計画がまったくないことを憂慮する。

154. 統計:遺憾ながら、家庭内暴力に関する統計は提供されなかった。

155. 訓練:残念なことに、刑事司法制度の関係者に対して、家庭内暴力に関する体系的訓練が行われていないように思われる。

156. 支援サービス:女性に対する暴力の被害者のための支援センターに政府が財政的援助を行っていることは評価できる。

ノルウェー

157. 行動計画:家庭内暴力に体系的に取り組む包括的行動計画が策定されていないことを、特別報告者として遺憾に思う。

158. 統計:家庭内暴力に限定した統計が提供されなかったことは遺憾である。

159. 訓練:家庭内暴力に関する訓練プログラムの情報が提供されなかったことを遺憾に思う。

160. 支援サービス:女性に対する家庭内暴力および(もしくは)性的暴力の場合、個人が特定の地域に侵入したり、尾行したり、訪問もしくは接触することを禁止する保護命令をした1995年刑法修正条項を歓迎する。さらに、重大な脅威や暴力の下にある女性に対する警報システムの設置を喜ばしく思う。このシステムでは暴力の警報装置が最寄りの警察署に連結され、警報装置からの発信が何よりも優先されなければならない。

スロバキア共和国

161. 特別報告者は、薬物乱用が女性に対する暴力の原因であるとする時代遅れの概念に政府が頼っている点を憂慮する。薬物乱用が女性に対する暴力を悪化させることはあっても、それが暴力の原因ではない。したがって、アルコール中毒者や麻薬常用者を治療することは、女性に対する暴力の十分な救済策ではない。

162. 行動計画:1997年、女性に対する暴力を優先事項の一つとした女性のための国家行動計画の採択を歓迎する。家庭内暴力は優先課題になっていないが、同計画の措置の多くが家庭内暴力に対処するものとなっている。

163. 統計:家庭内暴力に関する統計が記録されていないのは遺憾である。スロバキア共和国が家庭内暴力に関する法律の起草にあたるのは歓迎だが、こうした法律が無い場合でも統計の収集は行えることを指摘しておきたい。また、政府の報告書において家庭内暴力と「公的暴力」が区別されていることに、特別報告者は憂慮を抱く。これは、公私の区別が一定の女性の人権侵害に差異を設けたり、優先順位をつけるために用いられていることを示唆している。

164. 訓練:「有効なスロバキア刑法が男女の正義の平等を規定している事実の観点から、女性に対する正義および平等を実施する法的手続きおよび刑事司法制度の関係者の活動について、特

別の基準は設けていない」と強調されているように、スロバキア政府が正義の公式概念に固執している点が憂慮される。特別報告者は、女性に対する暴力を確実に防止し、調査し、処罰するには、平等の公的明示では不十分な場合があることを、政府に対して喚起しておきたい。

165. 支援サービス:女性はずべての犯罪犠牲者に提供される共通の救済策に対するアクセスを有するが、家庭内暴力の被害者に限定的に提供される支援サービスがないのは遺憾である。

スペイン

166. 行動計画:男女の機会均等計画は制定されたが、家庭内暴力に対処する包括的戦略がないのは遺憾である。

167. 統計:政府が家庭内暴力に関する統計を体系的に収集していないのは残念である。毎年、平均して 16000 件の家庭内暴力の苦情申し立てがあり、85件の家庭内殺人があることは憂慮される。

168. 訓練:刑事司法制度の諸部局に対して、家庭内暴力に限定した訓練がないことを遺憾に思う。

169. 支援サービス:新しい支援活動は報告されていない。

スウェーデン

170. 行動計画:政府が女性に対する暴力に関する法改正を行い、「女性の全人格の甚だしい侵害」の犯罪を盛り込んだことを歓迎する。これは、女性が関係を持つ男性から処罰に値する再三の暴力を受ける問題に対処し、女性の暴力に関する政策の範囲を広げ、移民社会をも対象とし、禁止命令に違反する男性をコンピューターでモニターするための研究を進め、虐待者へのより有効な対処プログラムを立案することを意図している。

171. 統計:1996 年に女性への暴力として通報された 18560 件のうち、66%は家庭内暴力であった。

172. 訓練:報告書の作成時点では家庭内暴力に限定した新しい訓練活動は実施されていなかった。

173. 支援サービス:1994 年に設立された暴行やレイプを受けた女性のためのナショナル・センタ

一への資金提供をはじめ、職場における女性への暴力に対する政府資金の配分を歓迎する。

スイス

174. 行動計画:北京行動綱領の実施のための国家計画が作成されたことを歓迎する。同計画には女性に対する暴力に関する章があり、その実施を確実なものとする作業グループの設立が盛り込まれている。

175. 統計:遺憾ながら、政府は家庭内暴力に関する統計を集めていない。

176. 訓練:刑事司法制度の関係者に対して家庭内暴力に関する体系的訓練が見られないことを遺憾に思う。

177. 支援サービス:虐待の被害者が無料で支援を受ける権利を政府が認めるよう、促したい。現行の支援活動を歓迎する一方で、新しい支援措置が何も実施されてないのは遺憾である。

トルコ

178. 家庭内暴力の被害者である女性や子どもを保護する法的措置が憲法上の義務とされている点に注目し評価する。さらに、家庭内暴力の関連事項を含む北京行動綱領の実施のために、国家行動計画(1996 年)が制定された。政府が家庭内で起こったレイプを処罰に値する犯罪とする法律改正をめざしていることを喜ばしく思う。動機の如何にかかわらず処女管理を行う者を処罰しようとする政府の意志を歓迎するが、トルコの刑法の処女管理を維持しようとする意図には憂慮を抱く。政府に対して公私における処女テストの慣行を廃止するため、あらゆる措置を講ずるよう求める。

179. 統計:特別報告者は利用できる統計がまったくないことを遺憾に思う。

180. 訓練:女性への暴力全般および家庭内暴力に関して、警察、治安軍、医療関係者、その他の公務員を教育するために実施されたり計画されているさまざまな訓練プログラムを体系化するよう、政府に促したい。

181. 支援サービス:家庭の保護に関する最近の法律改正(1998 年1月)を歓迎する。これは、保護命令および保護命令の違反に対する3〜6 カ月の禁固令の発令を定めている。

英国

182. 行動計画:政府としてさまざまな活動を展開しており、その多くが1994年の家庭内暴力に関する省庁間作業部会から生まれたと報告されているが、国の計画がないために調整が行われず、場合によって政策の混乱や矛盾が起こる可能性があることを憂慮する。

183. 家庭内暴力に関するスコットランド・パートナーシップの設立を歓迎する。とくに、少数民族集団出身の女性や身体障害者の女性をはじめとするさまざまな女性グループに重点が置かれていることは喜ばしい。また、主要機関間の調整や協力を促進する1995年北アイルランド戦略文書および地域の家庭内暴力フォーラムの設立を喜ばしく思う。

184. 統計:英国政府が家庭内暴力に関する統計を収集していないのは遺憾である。同じく、「犯罪統計は被害者と加害者の関係ではなく、罪の種類に関連する」とする主張に憂慮を抱く。家庭内暴力に対して適切な救済策を提供できるよう、家庭内暴力を別個の犯罪として取り扱う必要性について政府の注意を喚起したい。これまで、暴行および殴打に関する一般的法律は、家庭内暴力の被害者に対し十分な救済策を提供してこなかった。1996年にイングランドおよびウェールズで登録された681件の殺人罪のうち、44%は家庭内殺人であり、女性が現在もしくはかつての配偶者や愛人に殺されている。

185. 訓練:1994年に「女性に対する家庭内暴力を防止する」と題する警察研究グループの文書が発行されたが、報告書の結果を運用する措置が講じられていないことを、特別報告者は憂慮する。また、司法研究委員会および家族委員会が、とくに1996年の家族法の第4章に関連して訓練活動を行っていることを歓迎する。

186. 支援サービス:支援サービスの大半は非政府組織によって運営されているが、政府がとくにシエルターやホットラインに実質的な財政援助を行っている点を、特別報告者は喜ばしく思う。一般的な「被害者憲章」(1996年)が制定され、(Ⅰ)訴訟の大まかな進展について被害者に逐次通知する、(Ⅱ)訴訟を取り扱う際に、刑事司法機関が被害者の観点をいかに配慮するかを考察する、などの主要規定が盛り込まれたことを歓迎する。

米国

187. 1994年の女性に対する暴力に関する連邦法の制定と、同法の実施措置の法制化を歓迎する。実施措置には、1996年に開始された無料ホットラインによる24時間体制の地元照会先の提供や、139カ国語の通訳の紹介がふくまれる。さらに、1996年9月に可決された家庭内暴力の犯罪を犯したすべての者に火器の保持を禁止するローテンバーグ修正条項、家庭向け暴力の被害者に

対する直接サービスプログラムへの資金を提供する法務省のSTOP(サービス、訓練、職員、検察官)女性への暴力プログラムの設置も、この連邦法で定められた。

188. 女性に対する暴力法によって、国の行動計画がある程度成文化されたことは認めるが、国の行動計画、統計、訓練、支援システムに関して求めた情報は、遺憾ながら提供されなかった。

C. 非政府組織の報告

189. アルバニア: 夫婦間レイプもふくめ、特に家庭内暴力をあつかう法律はなにもなく、政府による社会サービスもまったく行われていないと伝えられる。特別報告者は、家庭内暴力と取り組み、伝統的な通念特に家庭内暴力を助長する「Knum of Dukagjini」に基づく信条とたたかうため、系統だった計画を立てるよう政府に促す。

190. アンゴラ: 報告によれば、家庭内暴力に対処する系統的な措置はまったく講じられていないし、被害者・生存者に対する支援サービスもない。政府が家庭内暴力と取り組む第一歩として、国の行動計画を策定するよう、特別報告者は政府に促したい。

191. アンティグア・バーブーダ: 特別報告者は、夫婦間レイプを犯罪とする新立法を歓迎する。

192. アルメニア: 女性に対する暴力一般であれ、とくに家庭内暴力に関してであれ、政府として行動計画はまだなんら採択していない。政府がすみやかに家庭内暴力に関する包括的計画を打ち出し、実施するよう、特別報告者として促したい。

193. オーストラリア: 報告によれば、連邦政府が連邦支出を削減したため、法的援助や社会サービスを受ける女性にも影響が及んでいる。さらに、財源が女性と子どもを支援するプログラムから、加害者を対象とするプログラムに振り向けられた。特別報告者はこうしたプログラムの重要性を認識するものではあるが、被害者・生存者のためのサービスを減らしたり、これと競合させたりすべきではないと考える。さらに、サービスがますます民営化されているという報告もある。政府と民間双方のサービス機関をモニターして、家庭内暴力に関する政府の進歩的政策が確実に実施されているかどうかを確認することを、政府に対して促したい。

194. バルバドス: 政府とNGOとが協力して、1996年に女性に対する暴力廃絶の日を設け、1997年には女性に対する暴力廃絶をめざす調整委員会が設立されたが、特別報告者はこうしたイニシアチブを歓迎する。

195. ベリーズ: 最近、家庭内暴力法の効力について調査が行われたことを特別報告者は評価すると共に、そこで警察、家庭裁判所、医療専門家の間の協力を強める必要があるとする調査結果と取り組むことを、政府に求めたい。家庭内暴力対策委員会の設置も歓迎したい。法律を有効に施行するため国の諸機関の間における協力を確保するには、政府が単に家庭内暴力を犯罪とするだけにと

どまるべきではないことを、ベリーズの調査は浮き彫りにしている。

196. ボリビア:家庭内暴力は処罰の対象とならないとしていた法律が、1995年12月に改正されたことを、特別報告者は歓迎する。法律 1674 号では、保護命令のほか、加害者が家族の家に近づくことを禁じる命令も加えられた。

197. ブルガリア:政府が家庭内暴力にほとんど取り組んでおらず、被害者の救済も行っていないという報告は、特別報告者にとって憂慮すべきものである。法律もないし政府の支援もまったくないと伝えられる。この点で、特別報告者は政府に対し、女性に対する暴力一般とりわけ家庭内暴力に関する国内法を制定し対策を講じるべく、あらゆる可能な措置を講じるよう求める。これは女性に対する暴力行為を防止し調査し処罰するためしかるべき努力を払うことは、国の義務だからである。

198. ブラジル:憲法に家庭内暴力の条項がふくまれていることは、非常に喜ばしい(第 226 条)。しかしながら、家庭内暴力の一形態である夫婦間レイプがここで認められていないのは遺憾である。1996年にブラジルを訪問した報告の中で、特別報告者がいくつかの勧告を行ったが、これを改めて確認する。(E/CN. 4/1997/47/Add.2)

199. 英領バージン諸島:1996年3月に家庭内暴力に関する新しい法律が成立したことを歓迎すると共に、家庭内暴力の原因に関する政府調査の結果が届くのを楽しみにしている。

200. カナダ:政府の予算削減、とりわけ女性のための緊急シェルター、第二段階のシェルター、24時間通じるホットライン、虐待される女性とその子どものためのサービスを提供するコミュニティ・サービス機関の予算が削減されたという報告に、特別報告者は心を痛めている。1995年、政府は暴力反対のサービスもふくめて女性のための支出を 25%削減し、これが進歩的政策の実施に影響を及ぼしていると伝えられる。ある調査によると、自分のパートナーや元パートナーに殺される女性の数が増えているカナダの例は、進歩的な法律や政策も、それに見合う予算や信頼にたる施行の仕組みがなければ意味をもたないことをはっきり示している。

201. 中国:最近、省レベルで家庭内暴力に関する措置が講じられていることは非常に歓迎すべきである。とくに、長沙(湖南省の省都)の政府は 1996 年、家庭内暴力と闘う一連の規則を策定し、虐待者を逮捕する条項も取り入れた。上海や武漢その他の都市で虐待された女性のためのシェルターが設置されたことも喜ばしい。しかし、中央政府が最近おこなった刑法改正では、家庭内暴力に対し効力のある措置が講じられなかったことは残念である。

202. コロンビア:女性が法律の保護を求めないという報告が届いており、憂慮に耐えない。特に、4時間以内に保護命令を発行するとか、補償や加害者を家から追い出す命令などを含む新しい条項が利用されていない。その原因はこうした措置を実施する訓練や政治的意志が欠けていることにある。保護のための新しいメカニズムが有効に実施されるよう、政府の監督を促したい。

203. コスタリカ:1996年4月、家庭内暴力に関する新しい法律が制定され、家庭内暴力の定義として、身体的、心理的、性的暴力や、財産上の暴力、経済的暴力がふくまれたことを、特別報告者として歓迎する。しかしながら、この法律でジェンダーを中立的に解釈している点が気にかかる。伝えられるところでは、判事はこの法律を暴力に走る可能性のある男性に有利なように解釈しており、虐待された妻が家を追い出されるケースもあるという。

204. キューバ:1997年に売春に関する刑法が改正され、女性や子どもに売春を強要する家族に対する処罰を含めたことは評価される。

205. ドミニカ:家庭内暴力法の草案づくりが進んでいることは喜ばしい。

206. エジプト:エジプト政府は1996年に女性性器切除を禁止し、最高裁がこれを破棄しようと試みたが、結局この規制を支持したことを、特別報告者は喜ばしく思う。最高裁はこの法律について、「今後はたとえ当の少女や家族の合意があつたとしても、この習慣を行う者は違法行為として罰せられる」とした。最高裁はさらに、「女性性器切除はシャリアー(イスラム法)が認める権利などではない。なぜなら、預言者が残したコーランにもまたスンニ派の教えや伝統にも、女性性器切除を正当とする聖句はひとつもないからである」と述べている。だが、「医学上やむをえない」場合は女性性器切除を認めるとする抜け穴は、問題にすべきである。医学的にやむを得ない状況などどこにもないと、特別報告者は理解している。

207. フィジー：報告によれば、家庭内暴力に関する特別の法律はまったく存在せず、裁判になるケースもほとんどないという。1995 年 9 月、警察があらゆる家庭内暴力を捜査の対象とする「ノードロップ」政策を採用したことは歓迎すべきだが、捜査の過程で理解の欠如や遅れがめだつという報告を、特別報告者は問題視したい。特に、性的いたづらを禁じる命令が破られた時、追跡する責任は当の女性に課せられ、女性の側が裁判所に報告しなければならないというのは、問題だと特別報告者は考える。報じられるところでは、警察がまとめた家庭内暴力の報告件数はこの 5 年間（1993-1997）で 149%増加したという。フィジー政府に対し、非政府機関と協力して家庭内暴力に対応するためのあらゆる可能な措置をとるよう求めたい。その中には、系統的な統計、刑法制度の関係者全員を対象とした訓練、被害者・生存者支援のための財政的補助などが含まれるべきである。

208. フィンランド：女性に対する暴力全般とたたかう 5 か年計画の発足を歓迎するとともに、政府に対し特に家庭内暴力に目を向けるよう求める。

209. ガーナ：女性性器切除や未亡人に対する儀式など、女性の健康に有害と分かっている慣習を政府が禁止したことを歓迎する。この法律が有効に施行されるよう、政府の努力を求めたい。

210. グレナダ：家庭内暴力と配偶者による暴力について国民の意識を高めるキャンペーンが開始されたこと、虐待された女性のためのシェルターが創設され、24 時間体制の女性のホットラインも導入されたことを歓迎する。

211. ガイアナ：1996 年 12 月、家庭内暴力法が成立したことは喜ばしいが、被害者がこの法律によって逆に脅されているという報告は憂慮すべきである。特別報告者は政府に対し、法律の施行状況を調べ、こうした脅しを克服する道を見出すか、あるいは法改正のための手段を講じるよう求めたい。

212. インド：女性に対する暴力一般、特に家庭内での暴力も増加の一途をたどっているにもかかわらず、女性に対する暴力の防止、捜査、訴追のための措置はほとんど講じられていないという報告は深刻な問題である。さらに、報告によれば、現在の開発の優先課題は、強制移住、住居や生計手段の喪失、コミュニティの支援体制の解体を引き起こし、これが女性への暴力を助長しているという。特別報告者は政府に対し、女性への暴力と取り組む有効な措置を講じ、女性に対する支援と補償を提供するよう求める。

213. ジャマイカ： 1996 年 5 月に家庭内暴力法が成立したことを歓迎する。

214. ケニア： 入手した情報によると、ケニア政府は家庭内暴力とたたかう戦略も、とくにこの犯罪と取り組む法律もまったく持っていない。しかも、政府は家庭内暴力に関連する統計を系統だてて集めることもしていないし、訓練も行っていないという報告を、特別報告者は遺憾に思う。NGO が被害者・生存者に対する支援サービスを行っていることには勇気づけられる。女性の NGO が「言葉による切除」という儀式を通して、女性の性器切除とたたかうキャンペーンを展開していることは歓迎すべきである。このキャンペーンは暴力や女性の性器切除の有害な影響を阻止する一方、儀式がもつ文化的意味は保持することをめざしている。

215. レバノン： 家族の名誉を汚したと疑われた女性を、家族の一員が殺すという名誉犯罪が法律で認められているという報告を、特別報告者は問題視する。これは家庭内での女性への暴力の一形態であり、政府はあらゆる手段を講じてその廃絶をめざすべきである。また現行の刑法 522 号では、誘惑、レイプ、強制売春、誘拐といった事件で、双方が結婚に「合意」すれば、結婚を合法と認め、加害者は訴追をまぬかれるが、特別報告者は政府に対しこの法律の改正を求めたい。女性を誘拐したりレイプして女性に結婚を「合意」するよう迫り、さもなくば村八分か結婚できないようにするやり方が横行していると伝えられる。

216. マレーシア： 家庭内暴力法が 1994 年に制定され、1996 年 6 月から施行されたことを歓迎する。家庭内暴力に関して、警察や社会サービスの担当者がはっきり見えるような行動をとり、また効果のある訓練が行われるよう、政府に求めたい。家庭内暴力の防止、捨てられた妻や世帯主、被害者のためのシェルターや危機管理センター、カウンセリングの開設などに関する法律が全面的に施行されるよう、国の行動計画が打ち出されたことを、特別報告者は高く評価するが、民法やシャリア（イスラム）法廷の強化を求める声があるという報告は、こうした努力を無にすることとなるため憂慮せざるをえない。家族法廷やシャリア法廷を強化することで、あらゆる形態の家庭内暴力を阻止する努力を無にしないよう、政府に求めたい。

217. モルジブ： 報告によれば、家庭内暴力に対して政府はなんら組織的行動はとっていない。特に家庭内の女性に対する暴力に関して、データの収集、刑事裁判所の関係者に対する訓練、支援サービスの提供などをふくむ調整のとれた戦略を打ち出すよう、政府に促したい。

218. モンゴル： とくに家庭内暴力に関連して家族法が改正されたという報告を、特別報告として歓迎する。だが、刑法による処罰もふくめて、家庭内暴力に対応する包括的な法的、社会的取り組

みが必要であることを強調したい。家庭内暴力に関する女性センターが設置されたという報告に勇気づけられる。

219. モザンビーク：女性の権利と女性に対する暴力を優先課題とする国家行動計画を政府がまとめたことを歓迎する一方、これを実施するための措置はまだなんら取られていないという報告を重大視する。

220. ナミビア：家庭内暴力事件に関して、政府が適切な救済策を講じていなかったことについて、目下前向きの措置が取られつつあることに注目したい。1998年11月に発表された討論集には、国連が作った枠組みによる家庭内暴力立法のモデルに基づく提案が含まれていることは興味ぶかい。この文書が政策づくりと改革のプロセスを助けるよう、政府の側の努力を求めたい。

221. ネパール：ネパールの女性は、暴力を受けないという基本的人権を否定されているという報告に、特別報告者は関心を抱いている。とりわけ、女性は非常に深刻な家庭内暴力と、その被害者・生存者に対する刑法制度のなかで差別にさらされている。

222. ニュージーランド：サービスに対する資金援助の条件として、統計を収集して政府に提出することを加えているのは注目に値する。資金援助という目的のためだけでなく、統計が集められ利用されることを望みたい。政府は今のところ家庭内暴力に関して国家計画は行っていないと報告された一方、短期的なキャンペーンは行われていることは注目すべきである。家庭内暴力への対応を系統化することを政府に促したい。

223. ニカラグア：女性に対する暴力全般についても、またとくに家庭内暴力に関しても何らの国家行動計画がないのは遺憾である。家庭内暴力とたたかう法律的戦略を立てるよう、政府に強く望みたい。

224. パキスタン：報告によると、これまで二つの国家行動計画が打ち出され、いずれも女性に対する暴力全般と家庭内暴力の項目が含まれていたものの、これを実施するための措置はほとんど取られてこなかった。危機管理センターが2カ所設置され、国営のセンターも改善されつつあることは、特別報告者として励まされる。家庭内暴力に関する統計が系統的に集められていないこと、刑法制度の関係者の訓練も計画的に行われていないのは残念である。イスラマバード、ラホール、カラチ、ペシャワール、ムルタン、アボタバードで女性専用の警察署が設置されたことは注目すべきであり、女性の警察署が必要な財源と人材を与えられ、被害者の側に立った厳しい法律と政策と手続

きが採用され、実施されるよう、政府に促したい。

225. パナマ： 女性に対する暴力一般や家庭内暴力に対処する国家計画は何も打ち出されていないと伝えられる。各省が集めた統計のための中央データベースがなく、政府が刑法制度の担当者になんらの系統的訓練も行っていないのは遺憾である。

226. ポーランド： ポーランド政府は 1997 年 9 月、女性に対する暴力とたたかうプログラムを導入したが、これを同年末、撤廃したという報告を受けたことを憂慮する。また、女性に対する暴力全般、特に家庭内暴力について、政府が国際的責務を遵守しようとしていないという報告も重視し、政府に対して家庭内暴力事件を防止し捜査し処罰するための措置を講じ、被害者の救済にあたるよう促す。

227. 韓国： 1997 年 11 月、家庭内暴力と加害者処罰に関する特別法が制定されたこと、この法律制定にあたっては女性運動が積極的役割を演じたことに、特別報告者は励まされる。

228. ロシア連邦： 提供された情報によると、政府は女性に対する暴力、とくに家庭内暴力と取り組む明確な戦略はなにも持っていない。法執行制度は女性に対する暴力と闘うことに「さまざまなしかも実質的な妨害を行っている」と伝えた報告もある。NGO と協力して家庭内暴力と組織的に取り組むべく、包括的計画をたてるよう、特別報告者として政府に促したい。警察、法律家、裁判所といった国家と結びついた人びとに対する不信感が強いことも障害となっている、と伝えられる。近年の歴史で、こうした人びとが国家の弾圧の道具に使われたからである。国家への信頼を取り戻すような仕組みを探し出すよう、政府に促したい。

229. セルビア： 報告によれば、家庭内暴力に取り組む、統計を集め、訓練を行うといった国家行動計画はまったくない。政府の中には NGO に対して敵対的な部分もあり、それが政策立案や訓練、サービスの提供といった分野での効果的な協力を阻んでいるという報告を、特別報告者は憂慮する。市民社会が家庭内暴力について包括的な法的保護を提案していることは歓迎すべきであり、この提案をどのように受け止めているかについて政府から情報を得られれば嬉しい。家庭内暴力の被害者のための SOS ホットラインやカウンセリング・サービスが始まったことを歓迎したい。

230. セントルシア： 家庭内暴力法の制定と危機管理センター設置を歓迎する。

231. 南アフリカ： 1998 年 11 月、新しい家庭内暴力法が成立したことを歓迎する。そこでは特に

家庭内暴力に関する広範囲の定義がなされており、同棲結婚もふくめ家族の一員が加える経済的、感情的、身体的その他の形の暴力もそこに含まれている。また、警察が女性に医療機関に行ったりシェルターを見つける助けをすることを義務づけ、これに反すると処罰することとも含まれていると伝えられる。

232. スペイン：女性に対する暴力全般とくに家庭内暴力について有効な手段は何ら取られていないという報告は問題である。1997 年、元夫に殺された女性の事件が脚光を浴びた後、政府も野党も家庭内暴力を厳しく取り締まることを訴えた。1997 年、警察に届け出のあった妻虐待の訴えは 1 万 9000 件に達し、1996 年の 1 万 6300 件を大きく上回った。だが、この訴えは全体のわずか 10% 程度だと、政府の女性研究所は推測している。厳しい措置をとるという声に応える措置が講じられていないのは遺憾である。政府は NGO と密接に協力して家庭内暴力の問題と取り組んでほしい。

233. スリランカ：家庭内暴力事件を訴追し補償する制度を政府が提供していないという報告は遺憾である。被害者に対する支援サービスもまったくない。また、女性に対する暴力という点で刑法改正が行われたことは歓迎するが、原理主義者が効果的なロビー活動を展開して、夫婦間レイプを犯罪とすることを妨げたことに、政府がまったく対抗しえなかったのは問題である。認められたのは正式の裁判上の別居というめったにないケースのみである。立法化、訓練、統計収集、家庭内暴力の被害者・生存者へのサービスもふくめて、戦略をたてるよう政府に促したい。

234. タンザニア：夫婦間レイプも含めて、家庭内暴力に取り組む系統的計画を政府が打ち出していないことは遺憾である。すでにサービスや訓練を提供している NGO と協力して、きびしい処罰や統計収集、刑法裁判関係者の訓練、被害者の支援をふくむ計画を立案するよう、政府に促したい。

235. 旧ユーゴ連邦マケドニア：報告によれば、ごく家庭内暴力に対処する立法措置はまったくなく、女性に対する援助や支援もほとんどないとのことである。訓練、統計収集、差別的法律の改正、サービス提供など、系統だった計画の立案を政府に促したい。

236. タイ：1997 年 10 月に制定された新憲法で、家庭内暴力からの保護の規定がふくまれたことを歓迎する。だが、政府はこれまでこの憲法を実際に施行するための措置をほとんど講じていないと伝えられる。1995 年、3 か所の警察署に女性と子どもの事件を扱う女性捜査員 15 名が任命されたことに、特別報告者は注目する。

237. トリニダード・トバゴ：政府が 24 時間体制のホットラインを導入したことは歓迎するが、これが

被害者と加害者の双方にサービスを提供しているという報告を重視する。虐待を加える側へのサービスの必要を無視するものではないが、被害者が求める特別の必要がないがしろにされないため、加害者へのサービスは別個に行うべきである。家庭内暴力では権力と支配が主要なメカニズムとして用いられるのである。こうした戦術が被害者の情報を得るためにカウンセラーに対しても用いられる可能性がある。被害者への支援は加害者への支援よりも優先されることが肝要である。加害者へのサービスは暴力をさらに拡大し、権力と支配の新たな手段を与えかねない。

238. トーゴ： 最近、同国政府が女性の性器切除を禁止したことを歓迎する。

239. ウガンダ： 女性に対する暴力を優先課題とする国家行動計画が存在することに励まされる。だが、被害者に対する補償となると、刑法上の措置はなにもないと伝えられる。それゆえ、女性を家庭内暴力から守るという点で、今ある溝を埋める立案を、政府として考えるよう促したい。また、家庭内暴力に関する統計の収集、刑事裁判関係者の訓練をふくむ措置も講じてほしいと願っている。

240. 英国： スコットランドで国家行動計画が作成され、1999年3月に発表されるという報告を歓迎する。統計を取ったり刑事裁判関係者のための訓練を行うメカニズムを確保するよう、スコットランド当局に求めたい。報告によれば、警察の手続きは改善されたものの、成果を上げることは刑事裁判制度によって阻まれているという。

241. ジンバブエ： 大統領府の中にジェンダー・オフィスが設置され、家庭内暴力に取り組みは始めていることを歓迎する。統計の収集、刑法関係者に対する訓練、被害者・生存者に愛する支援といった面で、政府が一貫した政策を採用していないという報告は遺憾である。しかし、ハラレとブラワヨで被害者に敵対的でない裁判のパイロット・プロジェクトが始り、その中に家庭内暴力の被害者に対する支援計画も含まれていることは喜ばしい。

V. 結論

242. 家庭の中での女性に対する暴力を防止し、捜査し、訴追するのは国際的責務であるが、ほとんどの国がこの責務を果たしていない。女性に対する暴力全般とくに家庭内暴力に関して、新たな政策や手続きや法律をつくり、実施しようとする前向きの動きはあるものの、こうした暴力は政府の関心を引いているようには見えない。国の政策は今なお、女性の人権を優先課題としたりこれを前面に出すところまではいかない。女性はいぜんとして二級の市民、権利も地位も 2 番目として見られ、扱われている。女性に対する暴力は、人口のかかなりの部分に影響が及ぶ重大な人権問題としてではなく、「女性」問題とした見方のほうが圧倒的に多い。わずかな例外を除いて、政府は程度の差はあれ家庭内暴力をいまだに私的な家族の問題として扱っているのである。

243. 女性の人権に関して、非政府組織は自分たちのプログラムを行うと同時に、政府にその責務を果たすよう圧力をかけるという二重の重荷を負っている。家庭内における女性に対する暴力と闘う有効なメカニズムを探究することは、女性NGOだけの責任ではないし、そうではありえない。むしろ、女性に対する暴力を廃絶する責任は政府にある。女性に対する暴力全般、特に家庭内暴力が続くばかりか、さらに広がれば、平等も政治的社会的経済的参加も発展も、著しく損なわれるのである。政府は活動家、学者、専門家と協力して、家庭における女性への暴力の防止、調査、訴追のための手段を可能な限り講じ、こうした暴力の被害者・生存者に対する支援、補償を行うべきである。

Annex I

STATE RESPONSES TO DOMESTIC VIOLENCE (1995-1997)

Countries	Specific criminal law	National action plan	Protection services	Support services	Records/statistics	NGO involvement
Afghanistan	No	X	X	X	X	
Albania	No	X	No	No	No	
Algeria	No	X	X	X	X	
Angola	No	X	X	X	X	
Antigua and Barbuda	X	X	X	X	X	
Argentina		X				
Armenia						
Austria	No	No	X	X	X	
Australia	X	X	X	X	X	
Bangladesh	No	X	X	X	No	
Belize	No	No	No	X	No	
Benin	X	No	No	X	No	
Bolivia	X	X	No	No	No	
Bosnia and Herzegovina	No	X	No	X	X	
Botswana	X	X	No	X	X	
Brazil	X	X	X	X	X	
British Virgin Islands	X	X	X	X	X	
Brunei Darussalam	No	X	No	X	X	
Bulgaria	No	No	No	X	X	
Cambodia	No	X	X	X	X	
Cameroon	X	X	X	X	No	
Canada	No	No	X	X	X	
Chile	X	X	X	X	X	
China	No	X	No	X	No	
Colombia	X	X	No	No	No	

付属資料1 家庭内暴力に関する各国報告一覧(1995-1997)

Countries	Specific criminal law	National action plan	Protection services	Support services	Records/statistics	NGO involvement
Costa Rica	X	X	X	X		
Croatia	No	X	No	No	No	
Cuba	No	X	No	No	No	
Czech Republic	No	X	X	X	X	
Cyprus	X	X	X	X	X	
Dominica	No	X	No	No	No	
Dominican Republic	No	X	No	No	No	
Ecuador	X	X	No	X	No	
Egypt	No	X	No	X	X	
El Salvador	No	No	No	No	No	
Ethiopia	No	X	No	X	X	
Fiji	No	X	X	X	X	
Finland	X	X	X	X	X	
France	X	X	X	X	X	
Germany	X	X	X	X	X	
Ghana	No	X	No	No	No	
Greece	No	X	X	X	X	
Grenada	X	X	X	X	X	
Guyana	X	X	X	X		
Haiti	No	X	No	No	No	
Honduras	X	X	No	No	No	
India	No	X	No	No	No	
Indonesia	No	X	X	X		
Iran (Islamic Republic of)	No	X	X	X		
Israel	X	X	X	X		
Jamaica	X	X	X	X		
Japan	No	X	No	X	No	
Jordan	No	X	X	X	X	

Countries	Specific criminal law	National action plan	Protection services	Support services	Records/statistics	NGO involvement
Kenya	No	X	No	No	No	
Kazakhstan	No	X	No	X		
Laos People's Democratic Republic	No	X	X	X		
Lebanon	No	X	X	X		
Lithuania	No	X	No	No	No	
Luxembourg	No	X	X	X		
Madagascar	No	X	No	No	No	
Malaysia	X	X	X	X		
Mali	No	X	No	X		
Mauritius	X	X	X	X		
Mexico	X	X	X	X		
Mongolia	X	X	No	X		
Morocco	No	X	X	X		
Mozambique	No	X	No	X		
Myanmar	No	X	No	X		
Namibia	No	X	X	X		
Nepal	No	X	No	X		
New Zealand	X	X	X	X		
Nicaragua	X	X	X	No		
Nigeria	No	X	No	No		
Norway	No	X	X	X		
Pakistan	No	X	No	X		
Panama	X	X	X	X		
Paraguay	X	X	X	No		
Peru	X	X	X	X		
Philippines	X	X	X	X		
Poland	No	X	No	X	No	
Portugal	No	X	No	X		

Countries	Specific criminal law	National action plan	Protection services	Support services	Records/statistics	NGO involvement
Republic of Korea	X	X	X	X	No	
Republic of Moldova	No	X	No	X		
Romania	No	X	No	No		
Russia	No	X	No	X		
St. Lucia	X	X	X	X		
St. Vincent and the Grenadines	X	X	X	X		
Senegal	No	X	X	X		
Sierra Leone	No	X	No	X		
Singapore	X	X	X	X		
Slovakia						
Slovenia						
South Africa						
Spain						
Sri Lanka	No	X	No	No	X	X
Suriname	No	X	No	X	X	X
Swaziland	X	X	X	X	X	X
Sweden	No	X	X	X	X	X
Switzerland	No	X	X	X	X	X
Syria	No	X	No	No	X	X
Tanzania	X	X	X	X	X	X
Thailand	No	X	No	X	X	X
Tonga	X	X	X	No	X	X
Trinidad and Tobago	No	X	No	X	X	X
Tunisia						
Uganda						
Ukraine	No	X	No	X	X	X

Countries	Specific criminal law	National action plan	Protection services	Support services	Records/statistics	NGO involvement
United Kingdom	X	No	X	X	X	X
United States	X	X	X	X	X	X
Venezuela	X	X	No	X	X	X
Viet Nam	No	X	X	X	X	X
Yugoslavia						
Zimbabwe						

Note: Of the 161 countries that have signed/ratified the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, 116 on the list have signed/ratified and 8 have not signed/ratified the Convention.

付属資料2 リヒテンシュタイン

リヒテンシュタイン公国の招きを受けて、女性に対する暴力、その原因と欠陥に関する特別報告者は、1998年4月7日、首都ファドワーツを訪れ、家庭内暴力の問題を調査した。特別報告者は、リヒテンシュタイン政府の多大な助力を心から感謝する。滞在中、特別報告者は外務省、司法省、家族問題および男女平等省の高官、社会福祉局、国家警察、外国警察の代表者に会うことができた。平等局および男女平等委員会の代表とも会い、今回の訪問に関連した情報を提供されたことに対しても、深く感謝する。女性のための情報・連絡ネットワーク(インフラ)、難民援助団体、女性教育活動協会、女性シェルターといった非政府組織の代表と会う機会も得た。それぞれの団体の貴重なご協力に感謝したい。女性シェルターを訪問した際、3人の女性から証言を聞くことができた。家庭内暴力に関して個人的な経験を語ることに同意された3人に心から感謝する。このシェルターとその活動に、特別報告者は感銘を受けた。

立憲君主、議会制民主主義をとるリヒテンシュタイン公国の政府は、憲法で保障された市民の人権尊重の立場に立つ。市民的、政治的権利の領域で、女性差別の撤廃に向け努力を傾けている。女性の選挙権が認められていらい、1992年の憲法改正による女性の平等の確立にそって、議会は平等な扱いを保障するため数多くの法改正を行ってきた。とくに、市民権、雇用権、労働条件の面での平等に重点がおかれている。特別報告者として指摘しておきたいのは、たとえ法律上、男女平等がうたわれても、それで平等が達成されるわけではなく、自動的に実現するものでもないことである。平等法に関する予備的作業を通じてこの点に関心が向けられているのは評価できる。

リヒテンシュタインでは家庭内暴力の問題は主として非政府組織によって提起されてきた。たとえば、あらゆる形態の女性に対する暴力と闘うために、1997年9月、さまざまなNGOの積極的支持を得てキャンペーンが始まった。第1部では職場におけるセクシャルハラスメントが取り上げられ、第二部で家庭内暴力が浮き彫りにされた。こうした現象と闘う意志ははっきり認められるものの、この問題についての調査研究や分類された統計がないことが気にかかる。職場におけるセクシャルハラスメントについての調査はまったく行われておらず、レイプについてのデータもない。

女性シェルターは1991年、被虐待女性と子どもの保護協会の支援で開設された。ここは暴力とりわけ家庭内暴力の被害を受けた女性にとって重要な援助機関となっている。肉体的、心理的に虐待された女性や子どもが安心できる環境で、一時的シェルター、カウンセリング、個人的援助の提供を行う。財政的には政府の資金でまかなっている。1997年前半、虐待されてここに避難した女性は15人、そのうち市民はわずか6人だった。このシェルターは他の地域のモデルとなっている。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月発足いたしました。以来政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1) 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性に対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、女性に対する暴力のない社会を目指して、今日的な女性問題の解決のために、以下のようなさまざまな事業に取り組んでいます。

- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動
- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリストなどをご希望の方は、下記の住所にご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル

TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347

Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp